

質疑・回答書

告示番号		件 名	豊中市立北緑丘小学校外1校体育館トイレ等内装改修工事
No	質疑事項		回 答
1	A-13、B-11両校に現場事務所設置になっていますが、どちらか一校に設置と考えてよろしいでしょうか。		現場事務所設置については実工事状況、施工性、安全性、諸基準に配慮の上、いずれか一校に設置するものとします。
2	A-10 石綿含有吹付材除去工事(レベル1)の施工箇所の記載がありません。どのように考えればよろしいでしょうか。		施工箇所は無しとします。なお、新たな石綿含有建材が判明した場合は、協議を行うこととします。
3	A-11、B-08石綿含有建材除去工事は(レベル3)と考えてよろしいでしょうか。		A-11、B-08の石綿除去工事特記仕様書に記載のとおりとし、関係法令を遵守し、石綿除去工事を行うこととします。
4	A-8 本工事は4週8休対象工事ではないと記載されていますが、何を示しているのでしょうか。		本工事が「豊中市4週8休工事実施要領」に記載の対象工事でないことをお示ししています。 作業時間については月曜日から土曜日の午前8時より午後6時までとします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp